

日本醸造学会誌投稿規程

(平成 30 年 1 月 1 日実施)

【総 則】

1. 日本醸造学会は、「醸造に関する学術研究の向上を図ること」を目的としており、日本醸造学会誌は、この目的をふまえた醸造学分野の原著論文を掲載する。論文の内容は、学術的な価値のあるオリジナルなものでなければならぬ。
2. 論文の用語は、邦文とする。
3. 投稿者は、日本醸造学会通常会員に限る。但し、共同研究者はこの限りでない。
4. 掲載論文の著作権は、日本醸造学会に属する。また、その原稿は著者に返却しない。

【論文の種類】

5. 論文は、研究報文及びノートの2種類とし、いずれも他誌に未発表のものに限る。但し、学会等の講演要旨、会議議事録などとして発表された内容についてはこの限りでない。
6. 研究報文は、独創的な研究で、それ自体独立して価値ある結論或いは事実が得られたものとする。
7. ノートは、限られた部分の発見や新しい実験方法等、研究報文としては完結しがたいが報告する価値のあるものとする。
8. 論文の1編の長さは、研究報文では引用文献、図表を含めて12,000字程度、ノートでは同じく4,000字程度とする。

【投 稿】

9. 原稿は、本規程及び日本醸造学会誌投稿原稿執筆要領にしたがって作成し、正原稿1部、副原稿2部（鮮明なコピーで可）に原稿送り状（執筆要領参照）を添えて提出する。
10. 原稿の送付先
〒114-0023 東京都北区滝野川 2-6-30
日本醸造学会編集部
11. 上記送付先に到着した日をもって受理日とする。なお、原稿に不備がある場合には、受理しないことがある。

【審 査】

12. 投稿論文の採否は、編集委員会が決定する。
その際、編集委員会は、当該論文の研究領域に応じて、2名或いはそれ以上の専門家に論文の価値判断を依頼し、その査読の結果を尊重して決定を行う。
13. 編集委員会は、上記専門家の所見に基づき、論文の内容・字句などについて訂正或いは疑義の解明を求めることができる。この場合、著者はその指摘に対し、それぞれ訂正或いは説明を付して、原稿と共に速やかに編集部宛返送しなければならない。
14. 前項に関し、特別の理由もなく返送に6週間以上を要したとき、或いは返送された原稿の内容が著しく変更されているときは、新規論文として取扱い、返送原稿到着日をもって新しい受理日とする。

【校 正】

15. 校正は、原則として初校に限り著者が行い、指定された期日までに返送する。
16. 校正にあたっては、単なる誤植などの訂正に止める。文章の改訂、内容の加除変更は認めない。
17. 印刷後に重大な誤りを見出したときには、その旨編集部申し出るとともに、訂正原稿を提出する。編集委員会が訂正を妥当と認めたときには、本学会誌に掲載される。

【費用負担】

18. 掲載論文の別刷は、著者に対し別に定める料金で頒布する。

附 則

この規程は平成20年1月1日改正
この規程は平成30年1月1日改正